

金融商品仲介口座に関する約款

(本約款の趣旨)

第1条 お客様の株式会社 SBI 証券(以下「当社」といいます。)におけるお取引は、金融商品取引法第2条第1項に定める金融商品仲介業について、当社が業務委託契約を締結する各金融機関（登録金融機関又は金融商品仲介業者等）を通じた金融商品仲介口座において行われるものとし、当該金融商品仲介口座において提供されるサービスは、当社及び各金融機関より提示される内容が適用されるものとし、

(総合取引約款等の適用)

第2条 本約款に別段の定めがないときには、「SBI 証券の約款・規程集」の各種規定が適用されるものとし、

(解約)

第3条 次に掲げるいずれかに該当する場合には、本約款は解約されます。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
- (3) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合
- (4) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
- (5) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- (6) 当社の定める一定期間内に金融商品仲介口座におけるサービス・お取引の利用がなく、当社からの連絡に対して相当な期間の不通状態が継続した場合

2 前項各号の規定に該当し本約款が解約された場合には、「SBI 証券の約款・規程集」において規定する証券総合サービス（証券総合口座）も同時に解約されるものとし、お客様口座においてお預かりしている金銭又は有価証券は当社が定める方法により返還いたします。

(合意管轄)

第4条 お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとし、

(約款の変更)

第5条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2020年2月1日施行)